

会 議 録

会議の名称	令和5年度（2023年度） 第3回 枚方市人権尊重のまちづくり審議会	
開催日時	令和5年（2023年）10月17日（火）	15時00分から 15時55分まで
開催場所	WEB会議（会場：市役所別館4階 特別会議室）	
出席者	明石一朗委員、明石隆行委員、今森委員、上野委員、勝川委員、川村委員、草間委員、阪本委員、津熊委員、遠竹委員、森田委員、	
欠席者	磯野委員、嶋田委員、安田委員	
案 件 名	1. 「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の見直し（素案）について 2. 市民意見聴取について 3. その他	
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 法的見解を踏まえた論点整理 ・資料2 「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の見直しについて ・資料3 市民意見聴取について（案） ・資料4 今後のスケジュールについて 	
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・案件1について、審議を行った。概ね事務局（案）のとおりでよいが、教育、啓発等については条項に盛り込むことが必要である。 ・案件2について、事務局から説明を受けた。意見募集については幅広く、そして当事者の方々のご意見や思いがより反映できるような工夫や呼びかけを行う。 ・案件3について、事務局から説明を受けた。 	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	無	
所管部署（事務局）	市長公室 人権政策室	

審 議 内 容	
発言者	発 言 の 要 旨
会長	<p>皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和5年度第3回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を開催いたします。</p> <p>それでは、事務局より会議の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、会議の説明をさせていただきます。</p> <p>本日は、会場参加とWEB参加の方が両方おられる形で会議を行います。</p> <p>WEB参加の皆様にお願ひがあります。</p> <p>会議の進め方としまして、議事進行の都度、画面に案件の資料等を映し出し、共有させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>また、事務局説明などの際は、事務局で皆さまのマイクをOFF（赤表示）といたします。</p> <p>発言などがある際は、手を挙げていただき、会長よりの指名を受け、委員の方でマイクをON（緑表示）にいただき発言を、また、発言が終わりましたら、委員の方でマイクをOFF（赤表示）としていただくようお願いいたします。また、必要に応じて会長からの呼びかけなどに対して同意する場合は、手で丸（○）を、同意しない時はバツ（×）を作ってください。</p> <p>続きまして、委員の皆様事前に送付させていただきました、会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の次第、資料1～4でございます。</p> <p>それでは、会長、進行をよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>初めに事務局より委員の出席状況について御報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日の出席状況は、委員15名中、出席委員12名で、枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。傍聴希望者の確認をいたします。傍聴希望者はおられますか。</p>
事務局	<p>傍聴希望者はいらっしゃいません。</p>
会長	<p>分かりました。それでは、案件に入らせていただきます。</p> <p>まず、案件1「枚方市人権尊重のまちづくり条例見直し（素案）」について、事務局から御説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><資料1 法学的見解を踏まえた論点整理の説明></p> <p><資料2 「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の見直しについての説明></p>
会長	<p>何点かございましたが、前回審議会の皆さんのご意見を踏まえて法学的見解をまとめていただきました。罰則規定や即時停止規定、責務・役割規定について、皆さんご意見、ご質問はいかがでしょうか。</p>

委員	<p>罰則について、資料を見ていたのですが、計画の中には人権教育、啓発、人権相談、支援などがあります。行政の側で本当にその取組ができていくのかということを見ると、まだまだ罰則ありきという考え方はどうかと考えますし、その場しのぎという考え方のように思えます。今、行っている基本計画の取組が十分できた上で、まだなおかつ必要であれば罰則というのも今後は考えても良いと思いますが、現状を考えると、前回の資料の意見にありましたように、行政・市民、事業者が一体となって人権侵害を許さないまちづくりをつくるというのが本来の考えではないかと思えます。罰則規定が必要な事象が起こらないようにするのが本来の人権尊重のまちづくりの考え方だと思うので、現状では次期尚早だと考えます。罰則規定を設けず、すべての人の人権が尊重されるまちを目指すという事務局の案に賛成したいと思います。</p>
会長	<p>他、ご意見いかがでしょうか。</p>
委員	<p>被害者や当事者の方が実際どのようなことを願っているのか、どういう条例を望んでいるのか、機会があればそのような意見も参考にしながら、今回改正したらこれで終わりということではなく、条例はその時の時代や状況に応じていくものだという認識を持っておいたほうがよいと思います。</p>
会長	<p>他、皆さんいかがでしょうか。</p>
会長	<p>お二人からご意見をいただきました。法的な解釈を踏まえた事務局案に沿うような形でご提案いただきました。皆様方も賛同の方が多く見受けするのですが、まず、前回の審議の内容を踏まえて、罰則規定や即時停止規定につきまして事務局の提案内容でよろしいでしょうか。</p> <p>法的解釈も本当に詳しく説明していただき論点を整理していただきましたので、ご理解、ご納得が多いかと思えます。その他何かご意見がございましたらお願いします。</p>
委員	<p>ひとつ教えていただきたいのですが、3ページ目の赤枠で囲った一番下の段に「大阪府の条例に基づき、府と連携して対応する。」とあるのですが、これは9月に改正された条例ですね。一昨日に大阪府の吉村市長がインターネット上の誹謗中傷への対策強化の条例を可決する話をしていたのですが、削除要請をして、受け入れられなかったら投稿者を説得するというようなことが書いてあったのですがその条例のことですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
会長	<p>他、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>まず1点目は人権意識の醸成。すべて人の人権が尊重されるまちづくりを趣旨として、まずは当面、市民の皆さんの理解を高めてよりよいまちをつくっていく観点から見直すということでした。</p> <p>罰則規定につきましても今回見解を示されまして、設けられないということ、それから即時停止規定におきましても、法的解釈から今までの判例等を踏まえますと、即停止という判断はなかなか難しいということで、事務局の提案どおりに委員の皆さまもご賛同いただけたかと思えます。</p>

	<p>次に、事業者は責務、市民は役割という表現でいかがでしょうかという提案がございましたが、これにつきましてはご意見いかがでしょうか。特に異論はございませんでしょうか。</p> <p>それでは事務局内容の提案で審議を取りまとめたいと思います。</p> <p>あと2点ほどございました。1点は追加の提案です。条例の大きな趣旨としましては大きな理念を明記するものであるけれども、人権尊重のまちづくり基本計画に人権教育の啓発、相談・支援の項目は施策の方向性として定めており重複しています。このため、今回は表現が重複するというのもあって条例での規定を避けることとしますが、教育・啓発や相談・支援体制については従前どおり大きな課題でもあり、被害者に寄り添うということも含めまして、基本計画の施策の方向性のほうで踏まえていくという提案でした。これにつきましてもいかがでしょうか。</p>
副会長	<p>今の点について1点あります。「人権意識の醸成や人権尊重の取組みを求められている」、「あらゆる人権侵害を許さない」、「お互い思いやりのある心豊かなまちを築くことが重要である」、「人権意識の更なる向上・充実を図っていく」、ここまで謳い上げているのに、教育・啓発、相談・支援を削除してしまうということはいかかなものかと思います。むしろ条例できちんと定めることによって計画の中で生かされていくわけです。例えば、条例のなかで定められていなかったら理屈としては、「予算がないから今回は研修なんてできません」というような予算上の理由で計画の中に載せなかったり、載せても実施をしない、ということも可能性としては出てくるわけなので、そこは大事なことなので条例の中で何らかの形でこういうことが必要であることを載せていくことが重要ではないかと思います。</p>
会長	<p>ただいまの見解、ご意見につきまして事務局はいかがでしょう。</p>
事務局	<p>私達も、教育・啓発、相談・支援というものは非常に大切だと考えています。あとは書き方として、一つずつ、条文で条建てして書くか、基本計画の条文のなかで書いていくか等が考えられます。</p> <p>大事なことなので条例に書くべきだというご意見だと思いますので、どういった形で書くか、また、どういった書きぶりとするか、ご意見の趣旨も踏まえて、例規審査の協議をすることになります。条例になった時にどのような表現になるかについては預けていただくとして、条例にはキーワードがあるほうが良いというご意見で整理させていただきたいと思います。</p>
副会長	<p>やはり、計画の中で教育・啓発のことを計画としてきちんと策定されるようなことが、条例の中できちんと決まっているからこれをやるんだという、そういった建付けと言いますか、それが必要だと思います。</p>
委員	<p>あえて反対というわけではないのですが、例えば条例にない場合、条例にないからできるのか、条例にあるからだめなのかという議論がよくあります。どちらの解釈が正しいのかは難しいところではありますが、逆に考えればそういうふうがなじがらめにするのではなくて、基本計画があるので、いろんな考え方をだせるという考え方もあるのではないかと思います。</p>

会長	<p>確かにそういう考え方もあります。しかし、行政というのは法令に基づいて事業をやっていくわけなので、法令に載っていないものはしなくてもいいわけですね。法令に載っているものはきちんとやって予算もつけていかなければなりません。そういう意味では重要なものはきちんと法令の中にその趣旨が盛り込まれておくべきではないかと思えます。</p> <p>決まっていなければやらなくてもいいわけで、法令に決まっておれば必ずやらなければならないということです。</p>
委員	<p>正しいかどうかは別にして、予算がつかなくてもやらなくてはいけないということが、逆に言うと、「条例にないからやらなくてもいい」という表裏一体のような考えがあると思えます。</p>
会長	<p>計画にあるから条例では定めないということは、逆にやらなくても構わないという理屈がうまれてきます。だからやるためにはきちんと定める必要があると思えます。</p>
事務局	<p>条例になった時にどう書けるのかについては難しい面があります。最終こう書きたいという思いがあっても、条文とした時に伝えきれないことがあったり、重複しないようにと文言の整理ができてしまいます。</p>
委員	<p>法令・技術上の問題があります。</p>
事務局	<p>意識醸成のためにそういった施策がいるということを条例でも表現すべきではないかという趣旨のご意見をふまえて、あとは書き方の問題で、例えば、解説等でどういうふうに意識醸成できるかということもあります。前文に書かれてあることや教育・啓発、支援というのはどういうことかということであったり、相談・支援というのは計画だけではなく条例にも込められている等という説明が市民にできるようにしたいと考えています。どのような形式、形態で書かせていただけるかは宿題にはなるかと思うのですが、市民には意識醸成のために教育・啓発等はやっていくし、ケアもしていくということは必要ではないかという趣旨が条例には書かれるべきというご意見ということでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>市民の方に説明する時にはやるのではなくて、今もやっているけれども、さらに充実・強化していきますという、そして条例の中にもそういった趣旨のことを含めますと言っていたほうがいい。やってなくてこれからやっていくということではありません。</p>
会長	<p>教育・啓発、相談・支援ということは大きなことだと思いますので、それが生かされていく書きぶり等については事務局にご検討いただければと思います。</p> <p>あとは1点、差別言動の禁止といったところで人権侵害行為といった表現に変更するといった提案もございました。この件については委員の皆さま、いかがでしょうか。</p> <p>特にご異議ございませんでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。それでは事務局の方の提案につきまして委員の皆さまからご意見をいただきましたけれども、説明全般につきまして、ご意見・</p>

	ご質問はございませんでしょうか。
委員	資料2の2番の条例の見直しの概要ですが、市民の方に説明される時には、番号をつけたほうがよいと思います。それから、番号の1番目のところですね、昨今の状況や新たな人権問題を前文に記載の1文目ですが、「人権侵害の例示において、疾病や性的マイノリティ（性自認・性的指向）を加え、」は変えたほうが良いと思います。生かすのであれば、「人権侵害の例示として、〇〇を加え」とするか、「疾病や性的マイノリティ（性自認・性的志向）の例を加え」等として、少しわかりやすい言い方にした方がよいと思います。
会長	事務局いかがでしょうか。
事務局	市民の方に見ていただいた時にわかりやすくというご意見だったと思いますので、今一度表現を含めて検討させていただきたいと思います。
会長	ご検討よろしくお願いたします。 ほか、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
委員	(意見なし)
会長	それでは事務局は、今の議論を深めていただきますようよろしくお願いたします。 それでは次に案件2の市民意見聴取について事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料3 市民意見聴取について(案)>の説明
委員	非常に難しいことを注文するかもしれませんが、資料を見ると、市として市民の意見を聴取するからいついつまでに市民の意見を言いなさいよ。言いたくない人は言わなくていいですよというふうに聞こえてくる。 何が言いたいかというと、実際に人権侵害にあわれた方であるとか、先ほども別の委員の方がおっしゃいましたが、被害にあわれた方であるとか、例文にありましたように性的マイノリティの方であるとか外国人の方であるとか、そういう方へ聞いてあげるというのではなくて、市のほうから聞かせてくださいというアプローチの仕方があってもいいのではないかと思います。そうでないと結局、形だけで終わってしまうのではないかという気がいたします。 実際にできるかどうかは難しいのかもしれませんが、やはり市民の意見を聞くというのはそういうことを言うのではないかと私自身は思っています。
会長	今の意見について事務局、いかがでしょうか。
事務局	市民意見聴取はおっしゃるとおり、市民の皆さまや事業所の皆さまにご意見を聞かせていただく思いで設けるものですので、今、勝川委員が言ってくださったご意見をふまえた案内の仕方を考えていかなければならないと思ったところです。 この市民意見聴取というやり方について、少し、補足説明させていただきます。市が実施する時はパブリックコメントという、市が市民の皆さまにご意見をお聞かせくださいという方法や、それに準ずる形として、審議会等が

	<p>あります。大きな方針等を決める時、市は市民の皆さまの意見を聞くことになっています。そして、それに準ずるものとして審議会等が市民の意見を聞いてくださる場合は、それを市が聞くパブリックコメントに代えることができるということになっています。今回の市民意見聴取については審議会が行うものになります。もちろん事務局としてこういった形でやることを提示させていただいて、審議会が聞いてくださる意見聴取になりますので、今、勝川委員が言ってくださったご意見というのは市の思いでもありますし、審議会の皆さまも市民の皆さまの意見を聞かせていただいてより良い条例にしたいと思っただき、この審議会があると思っただき、言っただき、伝わった趣旨が、伝わる説明会や資料の作成をさせていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>審議会で意見聴取をするというお話はよくわかりました。もう一步踏み込んで、審議会であれ市であれ、弱者、女性であるとか、子育てされている方であるとか外国人であるとかいろいろな人にアプローチするというそういう発想はないのでしょうか。</p>
委員	<p>委員がおっしゃっていたことは非常に重要なことです。障害者の方の問題や認知症の方の支援をする時には当事者が声を上げてそれを大事にしていく、私達のことを抜きにして私達のことを決めないでくださいという考え方は、委員がおっしゃっているのは当事者を抜きにして条例を定めるべきではないのではないかという提案だと思っております。</p>
会長	<p>今、ご意見を重ねていただきましたが、事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>計画を策定した時の市民意見聴取については説明会を2回実施して、来ていただいた方に説明という形をとらせていただいたのですが、やはり広く見ていただくといくことも必要だという観点から今回は動画の作成に新たに取り組んでみようと思っております。今、いただいたご意見もごもっともだと思いますので、見ていただくためにどういった工夫が必要か、事業者団体にも声かえをすることも考えていますが、皆さまの人権を掲げる条例の見直しを行っているので、できるだけ多くの方に届くように事務を進めていきたいと思っております。</p>
会長	<p>今の事務局の意見でよろしいでしょうか。 せっかく、ご意見をというのであれば幅広く、そしてご意見がございましたように当事者の方々のご意見や思いがより反映できるような工夫や呼びかけをご検討いただければと思います。 何か他にご意見ございますでしょうか。</p>
委員	<p>(意見なし)</p>
会長	<p>よりよいものにしていくために当事者の方々のお思いや、実際に被害にあわれている方、声をあげにくい方のご意見をたまわれるように工夫、改善していただければと思います。</p>
会長	<p>それでは案件3、その他の案件について事務局お願いします。</p>
事務局	<p><資料4 今後のスケジュール>の説明</p>

会長	ただいまの今後のスケジュールに関しまして、皆様、御質問、御意見ございませんでしょうか。
委員	(意見なし)
会長	それでは、本日の案件は以上となります。 令和5年度の第2回枚方市人権尊重まちづくり審議会をこれをもって閉会といたします。